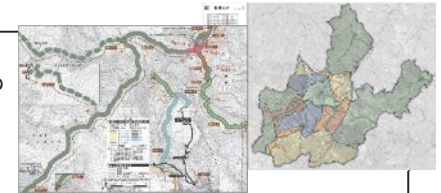


## 国立・国定公園における利用環境の充実について（概要）

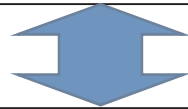
# 利用のあり方の具体化

## 国立・国定公園の利用のゾーニング

- ・当該自然公園のテーマやストーリーを踏まえた望ましい利用のあり方を具体化するもの。
- ・自然資源、利用実態、アクセス等を踏まえて、各エリアの利用の性格やタイプの設定。
- ・ゾーニングを踏まえて国立公園らしい利用の促進を図る各種施策を展開。



将来的に管理運営計画等に位置づけることを想定。地域の状況を踏まえたあり方や手法について、指針等で整理。



## 各国立・国定公園での取組例

### 自然体験 プログラムの推進

- ・国立・国定公園として望ましい自然体験プログラムを促進。



### 利用のコントロール

- ・地域ルール・マナーを設定するとともに、必要に応じて法に基づく規制、利用者負担の導入等を行い、自然環境を保全するとともに良い利用環境を維持。



### 利用施設への反映

- ・登山道等の施設の管理水準や利用者への情報発信の内容等に反映させる。



**ゾーニングを踏まえた公園利用・管理を推進し、自然公園内の利用を望ましい姿に誘導。**

# 自然体験プログラムの促進

## 概要

自然体験の適正化や促進に係る内容を明確に自然公園制度に位置づけ、公園計画に基づく事業計画を策定し、それに基づき国・地方公共団体や民間団体が必要な事業を実施することで、国立・国定公園らしい利用が促進され、滞在型観光を促し、地域経済と自然環境保全の好循環の創出に寄与する。

## ソフト事業の実施による国立・国定公園らしいプログラムの促進

利用のゾーニングを踏まえ、目標や方向性、対象とする地域を明確にした上で以下の事業を実施。自然公園法に係る手続きの簡素化、財政上の支援を行うことで各種事業を推進。

自然体験促進のための  
受入体制整備

窓口の一元化、ガイド等実施事業者の組織化、人材育成等

上質な自然体験  
フィールドの確保

歩道の草刈り、簡易看板の設置等

自然体験フィールドにおける  
利用の質の向上

利用のコントロール、地域ルールの検討等

望ましい自然体験  
プログラムの  
提供・開発促進

望ましい自然体験プログラムの提供や開発、インタープリテーション機能強化等

情報の収集・  
モニタリング

自然情報の収集、提供を行い、各事業で活用等

事業  
実施



誰もが国立・国定公園らしいプログラム  
を楽しめる環境の創出に寄与

# 利用のコントロール

## 概要

利用形態の多様化により、自然環境や利用環境に悪影響を与えるおそれのある行為が発生しており、一部地域では地域ルールの導入がされているが指導の実効性確保が課題。これらの行為に対して現行法上の仕組みを検討・活用することが重要。

## 新たな利用形態への対応

利用形態の変化により  
自然環境・利用環境の  
悪化が懸念

- ・ドローン
- ・登山道におけるMTB
- ・野外へのし尿
- ・オーバーユース
- ・動物の餌付け 等



自主的な地域ルールでは指導に限界

## 個別の課題に応じた法的措置・対応策を検討

特別地域の  
行為規制への追加  
(法第20条)

- ・工作物の新築、車馬の乗入れ等、各種行為を規制。
- ・当該行為を行う場合は個別に許可申請をし、行為毎に定められた基準に合致する必要がある。

利用のための  
行為規制への追加  
(法第37条)

- ・他の利用者に不快の念を起こさせる行為（悪臭を発散させる、騒音、利用施設の占拠等）を規制。職員等は中止命令を出すことができる。

利用調整地区の活用  
(法第23条)

- ・立ち入り制限を行い、認定された者のみが同行できる他、さまざまな規制がされている。
- ・知床・大台ヶ原のみ導入されており、上質な利用環境の確保に貢献。制度や運用の改善について検討が必要。